活かせ提言

閉会中の所管事務調査

常任委員会が所管する事務について、議会閉会中に調査を行い当局に提言しました。

総務常任委員会・・・・・指定管理者制度の現状分析と評価について
文教厚生常任委員会・・・社会体育施設の利用状況と今後のあり方について
産業建設常任委員会・・・市営・公営住宅の現状と今後の対応策について

指定管理者制度の理解を深め適切な執行を

◆総務常任委員会◆

委員会は、指定管理者制度の現状分析と評価について調査しました。

全国的に見られる課題として、指定期間中に受託業者が倒産するケースが発生しており、選定時の事前審査や導入後におけるモニタリングの充実、緊急時の指定管理者への対応等、バックアップ体制の仕組み作りが必要となっている。

本市においては、行政改革大綱集中改革プランに81施設が指定管理者制度の導入又は民間移管などの推進対象施設として掲載されているが、お茶街道ゆとり館、顕娃多目的研修センター、知覧観光案内所、市営駐車場など21施設で現在、指定管理者制度を導入している。

指定管理者が指定期間中に経営困難に陥ったこと等により業務が履行できなくなった場合の取り扱いについては、基本協定書の中に規定されているように、市は指定管理者に違約金を請求できる。

指定管理者制度運用指針等が制定されているが、職員の理解度を深めるための指定管理者制度の研修会等の実施については、全体的な勉強会は行っていない状況で、年度末にメールで実績報告等を求めている。

指定管理者モニタリングマニュアルにある施設管理運営評価委員会の運用については、施設管理運営評価委員会は、現在設置されていない。

年度完了後の実績報告書の提出については、モニタリングマニュアルにあるように、毎会計年度の年度終了後30日以内に主管課に提出するようになっており、財政課への合議で確認している。モニタリングマニュアルについては部課長会でも周知しているが、指導体制が足りないところは再度徹底していきたいとのことであった。

―提言―

(1)指定管理者の施設管理運営評価委員会を早急に設置し、評価委員の選定にあたっては、一般市民の参入も検討すること。

(2)指定管理者制度運用指針や指定管理者モニタリングマニュアル等が職員に十分に理解されていない部分が見受けられることから、職員の研修会や、勉強会等を実施して制度の理解度を深め、適切な制度の執行に努めること。

(3)行政改革大綱プランに掲載された施設で、今後の方向性が決定されていないものは、早急に整理、精査しながら施設の廃止や民間移管等を含め、施設そのものの在り方を検証すること。

お茶街道ゆとり館

統廃合を視野に適正な維持管理と整備計画作成を

◆文教厚生常任委員会◆

委員会は、社会体育施設の利用状況と今後のあり方について調査しました。

本市の社会体育施設は、昭和47年代以降に整備され、知覧地域に体育館、武道館、B&G海洋センタープール・艇庫、平和公園、二松台公園、川辺地域に体育館、諏訪運動公園、顕娃地域に運動公園、農業者トレーニングセンター、プール、武道館、弓道場、グリーン広場、テニス場及び御領体育館が整備されている。

施設の維持管理については、平成23年度から体育館等の建物を保健体育課が、陸上競技場等の屋外施設は都市計画課が所管している。

社会体育施設使用料については、3地域の類似施設は、屋外照明施設を除き、料金統一が図られ受益者負担の公平性が確保されている。

地域別利用状況を見ると、25年度は顕娃地域6万4770人、知覧地域7万6214人、川辺地域7万7620人となっている。

社会体育施設の維持補修に要する経費を委託料及び修繕料から見ると、23年度1593万円、24年度1604万円、25年度1748万円と年々増加傾向にある。

諏訪体育館

知覧平和公園陸上競技場

―提言―

(1)経年劣化が進行していることと、公式規格に合わない施設も見受けられることから、施設の廃止・更新時期等を考慮しながら、中長期的維持管理計画を作成し、適正な維持管理に努めること。

(2)人口減少や財政計画を見据え、既存施設の耐用年数や利用状況を基準に、統廃合を視野に入れた整備計画を作成すること。

(3)今後も、市民の健康増進と競技力の向上、スポーツ大会等の誘致に繋がるように、社会体育施設の整備・充実に努めること。

地域バランスに配慮した住宅整備を

◆産業建設常任委員会◆

委員会は、市営・公営住宅の現状と今後の対応策について調査しました。

市営・公営住宅の戸数は、顕娃地域258戸、知覧地域313戸、川辺地域119戸と地域により差がある。

整備状況は、平成20年度に顕娃地域に1団地10戸、平成22年度から25年度にかけて川辺地域3団地18戸を整備しており、知覧地域では建設されていない。

改善改修については、3点給湯設備の改善や老朽化による雨漏りや外壁の修繕が必要で、年次計画を立て改善改修を行っている状況である。

政策空き家については、顕娃地域65戸、知覧地域1戸、川辺地域16戸を指定しており、現在、空き家となっている住宅が20戸で、順次解体作業している。

25年度の募集状況は56戸の住宅の応募に対し、延べ108人が申し込みを行い48人が入居しているが、トイレの水洗化など施設整備の遅れが原因で敬遠される住宅も見られる。

山田比良住宅

現地調査を実施した結果、団地によっては雑草等の管理に差異があり、雑草等で公園も使えない状態の所もあるため、管理については徹底した指導が求められる。また、ヤンバルトサカヤスデが大量に発生している住宅の上層階の壁などは住民だけでの対応が難しく、今後の入居が敬遠される懸念もあるため行政による対応が求められる。

―提言―

(1)市内全域の民間賃貸住宅を含めた住宅状況を十分調査し、地域バランスに配慮した住宅整備を図ること。

(2)水洗化や防犯灯の設置など、居住者が快適に過ごせる住環境整備に努めるとともに、バリアフリー化を更に推進し、高齢者等の入居に配慮した整備を進めること。

(3)政策空き家については、入居者の置かれている立場を配慮した転居策を進め、団地全体の有効活用を進めること。

(4)住宅整備の推進には多額の事業費を要することから、補助事業の採択に向けた取り組みを強化すること。